

# 令和6年度 平川市 幼稚園等入園のしおり

～幼稚園、認定こども園の幼稚園機能を利用したい方～



◎申込みの前に必ずお読みください。

## はじめに

平成27年4月から、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。市が中心となって、子育てを社会全体で支える仕組みを目指します。

また、施設等利用給付認定を受けることにより、預かり保育の利用料が無償となります。

申請については、施設または市へご相談ください。

## 1. 概要

### 【幼稚園等の目的】

○幼稚園等…幼稚園、認定こども園の幼稚園機能

幼稚園等とは、小学校以降の教育の基礎をつくるために、幼児期の教育を行う施設です。3歳の誕生日を迎えた子どもであれば入園できますが、預けられる時間は保育所等よりも短く設定されています。

幼稚園等に入園できる子ども ⇒ 満3歳以上の子ども

保育所等に入所できる子ども ⇒ 0歳～5歳の、保育が必要な子ども

### 【幼稚園等を利用するための認定（教育・保育給付認定）】

「教育・保育給付認定」とは、子どもの年齢や保護者の就労などに応じて市が客観的に審査し、3つの認定区分のいずれかに認定するものです。一部の幼稚園の利用を除き、教育・保育施設を利用する場合は、必ず教育・保育給付認定を受けていただくことになります。

※原則として、申請してから30日以内に支給認定証が交付されますが、4月入園の方の認定証等の交付時期は3月中旬を予定しています。

### 教育・保育給付認定の区分

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども (2号認定を除く)	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上で <u>保育を必要とする</u> 子ども	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満で <u>保育を必要とする</u> 子ども	保育所、認定こども園 小規模保育施設など

### 【教育・保育給付認定の期間について】

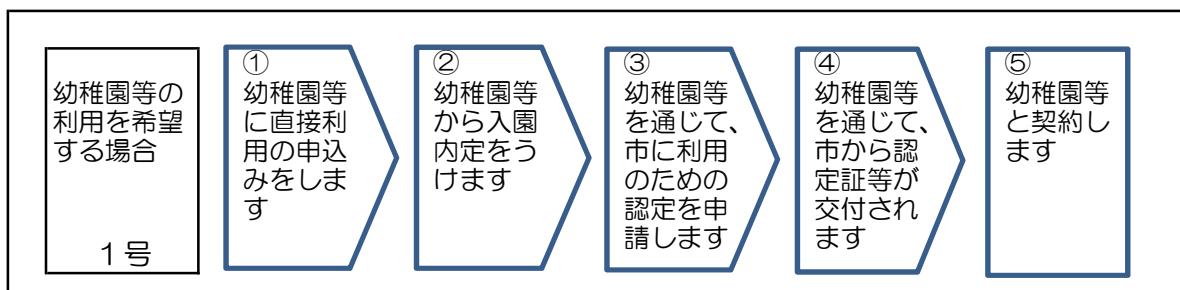
1号認定の教育・保育給付認定期間は、小学校就学前の3月末までです。

## 2. 手続きについて

### 【入園申込みについて】

入園申込みの手続きの流れについては、次のとおりです。

- |               |   |
|---------------|---|
| ①利用の申込み       | ・・・幼稚園等に直接利用の申込みをします。<br>※必要に応じて、市が利用の支援を行います。                          |
| ②幼稚園からの入園内定   | ・・・定員超過の場合等には、施設による選考（面接等）が行われます。                                       |
| ③教育・保育給付認定の申請 | ・・・教育・保育給付認定申請書を提出します。添付書類が必要な方は添付書類もあわせて提出ください。                        |
| ④教育・保育給付認定    | ・・・③の申請から30日以内（4月入所の方は3月中旬）に、支給認定証が交付されます。<br>※③④は、入園内定を受けた施設を経由して行います。 |
| ⑤利用施設と契約      | ・・・保護者と施設で契約を行います。  |



### 【教育・保育給付認定申請書に添付する書類について】

下記のいずれかに該当する場合、提出が必要です。

要件	提出対象者	提出が必要な書類
1月2日以降に平川市に転入している	父母（家計の中心が祖父母の場合は祖父母も必要）	所得課税証明書 (支給認定申請書にマイナンバーを記入することで、所得課税証明書の提出が省略可能です。)
同一世帯に障がいのある方がいる	障がいのある方	身体障害者手帳、療育手帳など
離婚協議中（離婚調停、裁判等）につき父母が別居している	児童と同居する父または母	調停期日呼出状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書など、離婚協議中であることが分かる書類
生活保護を受給している	申請する子どもの属する世帯	保護決定通知のコピー等

### 【利用料について】

令和元年10月からすべての子どもが無償化の対象となりました。

### 【その他申請・届出が必要なものについて】

以下に該当するときは、認定申請中・認定後に関わらず、別途申請・届出が必要となります。  
(必要な書類等はお問い合わせください。)

- |                                   |
|-----------------------------------|
| ①保護者の就労等により保育が必要になったとき（支給認定区分の変更） |
| ②住所、氏名、連絡先等が変わったとき                |
| ③支給認定証を破損・紛失したとき（再発行）             |
| ④市外へ転出するとき                        |
| ⑤利用施設を変更したいとき                     |

●教育を利用する施設一覧

令和5年11月1日現在

No.	公・私	施設類型	施設名	所在地	電話番号
1	私	幼保連携型認定こども園	平川中央こども園	柏木町東田65-2	44-2624
2	私	幼保連携型認定こども園	平賀保育園	本町平野45-1	44-3078
3	私	幼保連携型認定こども園	大坊こども園	大坊前田137-2	44-3120
4	私	幼保連携型認定こども園	高城こども園	高畠熊沢164-3	44-3121
5	私	幼保連携型認定こども園	こども園あらや	新屋平野13-1	44-3170
6	私	幼保連携型認定こども園	からたけこども園	新館東山102-2	44-8222
7	私	幼保連携型認定こども園	松崎保育園	苗生松下東田161-2	44-3168
8	私	幼保連携型認定こども園	町居こども園	町居西田199-4	44-3174
9	私	幼保連携型認定こども園	尾上保育園	原上原24-6	57-3330
10	私	幼保連携型認定こども園	はすね子ども園	猿賀明堂139-1	57-3430
11	私	幼保連携型認定こども園	日の出こども園	南田中北原58-86	57-3431
12	私	幼保連携型認定こども園	碇ヶ関中央こども園	碇ヶ関鯨森92-1	45-2001
★ 13	私	幼保連携型認定こども園	平賀あすなろ保育園	柏木町柳田246-1	44-8181

★の施設は、令和6年4月1日から認定こども園へ移行する予定です。

※施設の見学や、行っているサービスについては、各施設へ直接お問い合わせください。

【問い合わせ先】

平川市役所子育て健康課子ども支援係 0172-44-1111（内線1275～1277）

0172-55-5832（直通）